



2022年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社ネオジャパン
代表者名 代表取締役社長 齋藤 晶議
(コード：3921、東証第一部)
問合せ先 取締役経理財務担当 常盤 誠
(TEL. 045-640-5917)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について2022年4月26日に開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年4月26日(予定)
定見変更の効力発生日	2022年4月26日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>1 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p><u>1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第1条 (電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれかの遅い日後に削除する。</u></p>

以 上